

菰野町学校給食センター整備運営事業
設計・建設工事請負仮契約書（案）

収 入
印 紙
（電子契約時は不要）

- | | | | |
|---|----------------------|-------------------------|----------------------------------|
| 1 | 事業名 | 菰野町学校給食センター整備運営事業 | |
| 2 | 事業場所 | 菰野町大字千草 5571 番ほか | |
| 3 | 履行期間 | 菰野町議会議決日から 年 月 日まで | |
| | 内 訳 | 設計業務 菰野町議会議決日から 年 月 日まで | |
| | | 工事監理業務 年 月 日 から 年 月 日まで | |
| | | 造成工事 年 月 日 から 年 月 日まで | |
| | | 建設工事 年 月 日 から 年 月 日まで | |
| | | その他工事 年 月 日 から 年 月 日まで | |
| 4 | 契約代金 | 円 | |
| | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） |
| | 内訳 設計費 | 円 | |
| | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） |
| | 工事監理費 | 円 | |
| | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） |
| | 造成工事費 | 円 | |
| | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） |
| | 建設工事費 | 円 | |
| | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） |
| | その他工事費 | 円 | |
| | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） |
| 5 | 前 払 金 | 設計業務 | 令和 8 年度 設計費の 30%以内 |
| | | 造成工事 | 令和 8 年度 敷地造成工事費及び町道付替え工事費の 40%以内 |
| | | 建設工事 | 令和 8 年度 本施設建設工事費の 40%以内 |
| 6 | 中間前払金 | 建設工事 | 令和 9 年度 本施設建設工事費の 20%以内 |
| 7 | 部 分 払 | 工事監理業務 | 令和 8 年度 1 回
令和 9 年度 1 回 |
| 8 | 支払限度額 | 設計業務 | 令和 8 年度 円 |
| | | 工事監理業務 | 令和 8 年度 円 |
| | | | 令和 9 年度 円 |
| | | | 令和 10 年度 円 |
| | | 造成工事 | 令和 8 年度 円 |
| | | 建設工事 | 令和 8 年度 円 |

		令和9年度	円
		令和10年度	円
	その他工事	令和8年度	円
		令和9年度	円
		令和10年度	円
9	出来高予定額		
	設計業務	令和8年度	円
	工事監理業務	令和8年度	円
		令和9年度	円
		令和10年度	円
	造成工事	令和8年度	円
	建設工事	令和8年度	円
		令和9年度	円
		令和10年度	円
	その他工事	令和8年度	円
		令和9年度	円
		令和10年度	円
10	契約保証金		円

11 調 停 人

12 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

上記の事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して請け負う。

この仮契約は、菰野町議会の議決を経たときにこれを本契約とする。なお、この仮契約が本契約とならなかった場合における受注者の損害については、発注者は、一切の責めを負わない。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、電子契約の場合、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[本頁 以下余白]

年 月 日

発注者 所在地 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町
代表者 町長 諸岡 高幸 印

受注者 【 共同企業体
代表者 所在地
商号
代表者氏名 印
(電子契約時は押印不要)

構成員 所在地
商号
代表者氏名 印
(電子契約時は押印不要)

構成員 所在地
商号
代表者氏名 印
(電子契約時は押印不要)

構成員 所在地
商号
代表者氏名 印
(電子契約時は押印不要)

[注] 構成員欄：適宜追加

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、実施要領等(公募型プロポーザルにおいて公表した実施要領、要求水準書、この契約書その他資料及びこれらに関する質問回答書をいう。以下同じ。)及び提案書類(受注者を構成する企業を含む応募グループが菰野町学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)の公募手続において発注者に提出した提案書類、発注者からの質疑に対する回答その他受注者が契約締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。なお、実施要領等と提案書類を総称して以下「要求水準書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び要求水準書等を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 この契約書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「設計図書」とは、要求水準書に定める設計業務に係る成果図書(設計成果物)をいう。
- (2) 「設計」とは、実施要領等に定める施設整備業務のうち、「事前調査業務」、「各種申請等業務」、「設計業務」をいう。
- (3) 「工事」とは、実施要領等に定める施設整備業務のうち、「建設工事」、「調理設備等調達・設置業務」、「食器・食缶等調達業務」、「調理備品等調達業務」、「施設備品調達・設置業務」をいう。
- (4) 「造成工事」とは、実施要領等に定める建設工事のうち、敷地造成工事及び町道付替え工事をいう。
- (5) 「その他工事」とは、実施要領等に定める「調理設備等調達・設置業務」、「食器・食缶等調達業務」、「調理備品等調達業務」、「施設備品調達・設置業務」をいう。
- (6) 「工事監理」とは、実施要領等に定める施設整備業務のうち、「工事監理業務」をいう。
- (7) 「設計成果物」とは、受注者が設計で作成した図書、官公庁申請図書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。
- (8) 「工事監理報告書」とは、受注者が工事監理で作成した報告書をいう。
- (9) 「工事目的物」とは、この契約の目的物たる構造物をいう。
- (10) 「設計費」とは、契約代金のうち、設計に係る費用をいう。
- (11) 「工事費」とは、契約代金のうち、造成工事に係る費用又は建設工事(造成工事を除く)に係る費用をいう。
- (12) 「工事監理費」とは、契約代金のうち、工事監理に係る費用をいう。
- (13) 「各業務責任者」とは、第14条に規定する設計業務責任者、工事監理業務責任者、建設工事責任者、調理設備等調達・設置業務責任者をいう。

3 受注者は、契約書及び要求水準書等に規定する業務(以下「業務」という。)を契約書頭書記載の履行期間内に完成し、設計成果物、工事目的物及び工事監理報告書を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

4 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、報告を求め、又は相当な指示を行うことができる。

5 受注者は、前項の規定により発注者が行った指示に従い業務を行わなければならない。

6 業務を完了するために必要な一切の手段については、この契約書及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

7 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

10 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

- 1 1 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 1 2 この契約書及び要求水準書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 1 3 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 1 4 この契約に係る訴訟については、津地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 1 5 この契約に別段の定めがある場合を除き、発注者は、この契約に基づくすべての行為を【共同企業体名】の代表者である【代表者の企業名】（以下「代表者」という。）に対して行うものとし、発注者が代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体に対して行ったものとみなし、また、当該共同企業体は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について代表者を通じて行わなければならない。
- 1 6 受注者は、設計を担う設計企業【企業名】、工事監理を担う工事監理企業【企業名】、建設工事及び施設備品調達・設置業務を担う建設企業【企業名】、調理設備等調達・設置業務、食器・食缶等調達業務及び調理備品等調達業務を担う調理設備企業【企業名】により構成されるものとし、この契約に基づく受注者の債務、義務又は責任のうち、設計に関するものは設計企業が負担し、工事監理に関するものは工事監理企業が負担し、建設工事及び施設備品調達・設置業務に関するものは建設企業、調理設備等調達・設置業務、食器・食缶等調達業務及び調理備品等調達業務に関するものは調理設備企業が負担するものとする。
- 1 7 この契約書及び要求水準書等の記載に齟齬がある場合には、この契約書、基本協定書、実施要領等に対する質問及び回答書、要求水準書、実施要領、提案書類（ただし、提案書類の内容が、実施要領等に対する質問及び回答書、実施要領及び要求水準書で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して提案書類はこれらに優先する。）の順にその解釈が優先する。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（計画書）

第3条 受注者は、この契約の成立後速やかに、実施要領等に基づいて、事業計画書、事前調査業務計画書、設計業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、この契約の成立後速やかに、実施要領等に基づいて、施工計画書及び工事監理業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

3 発注者は前2項の規定に基づき提出された計画書を不相当と認めるときは、受注者と協議するものとする。

（法令上の責任等）

第4条 受注者は、業務責任者その他業務従事者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他業務に関係する法令の規定を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとし、善良な管理者の注意をもって業務を履行しな

ればならない。

(事故の報告)

第5条 受注者は、業務の履行中に事故が発生したときは、その事故発生の帰責の如何にかかわらず、速やかに応急処置を加えるとともに直ちにその旨を発注者に報告した後、遅滞なく詳細な報告及びその後の具体的な事故防止策について、書面により提出しなければならない。

2 前項の事故が個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律（平成25年法律第27号）に規定する特定個人情報を含む。）及び菰野町が保有する死者情報の取扱いに関する規則に規定する死者情報をいう。以下同じ。）及び業務に係る全てのデータの漏洩、滅失、き損等の場合には、受注者は、発注者が指示するまで業務を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。

3 前2項の事故により、以降の業務の円滑な処理を妨げるおそれがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、業務の処理に与える影響を最小限にするよう努めなければならない。

(個人情報等及び業務に係るデータの保護及び管理に関する受託者の義務)

第6条 受注者は、この契約の履行に際し、個人情報等及び業務に係る全てのデータが適切に保護及び管理されるよう措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人（この業務の下請負人を含む。以下同じ。）に対し、個人情報等及び業務に係る全てのデータの保護及び管理に関して受注者と同様の義務（前項の義務を含む。）を負わせ、遵守させるために監督その他必要な措置を講じなければならない。

3 個人情報等及び業務に係る全てのデータの保護及び管理が適切でない認められる場合、発注者は受注者に対して改善を求めるとともに、個人情報等及び業務に係る全てのデータの管理状況が適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

(契約の保証)

第7条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となると発注者が認めた有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、契約代金額の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第60条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 契約代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求できる。
- 7 受注者は、この契約に定める義務を履行したときは書面をもって契約保証金の還付を請求するものとし、発注者は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に受注者に対し契約保証金の還付をしなければならない。この場合において、契約保証金には、利子を付さないものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第8条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、設計成果物（未完成の成果物及び設計を行う上で得られた記録等を含む。）、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第17条第2項の規定による検査に合格したもの及び第42条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の契約代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
 - 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、契約代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括再委託又は一括下請負の禁止等)

- 第9条 受注者は、設計、工事監理又は工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、設計又は工事監理の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が実施要領等において指定した軽微な部分を再委託するときは、この限りではない。
 - 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者（以下「下請負人」という。）の当該委任又は下請負に係る業務の履行状況その他必要な事項の通知を請求することができる。
 - 4 受注者は、第2項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合、下請負人に対し、受注者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督するとともに、発注者に対し、下請負人の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

- 第9条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。
- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(秘密の保持)

第10条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、自己の業務従事者、下請負人及びその従業員その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了した後においても同様とする。

(特許権等の使用)

第11条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が、その工事材料、施工方法を指定した場合において、実施要領等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第12条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、実施要領等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の施設整備業務責任者、各業務責任者、現場代理人、監理技術者、専門技術者に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 実施要領等に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、実施要領等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(施設整備業務責任者)

第13条 受注者は、施設整備業務の実施に際して、当該業務全般の進捗等を管理する施設整備業務責任者を配置し、「施設設備業務責任者選任報告書」を作成の上、発注者に通知しなければならない。施設整備業務責任者を変更した場合も同様とする。

2 受注者は実施要領等に定めるところに従い、発注者、前項に定める施設整備業務責任者、及び次条に規定する各業務責任者等が参加する施設整備定例会議を月1回以上の頻度で開催しなければならない。

(各業務責任者)

第14条 受注者は、設計業務の責任者（以下、「設計業務責任者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。設計業務責任者を変更したときも同様とする。

2 受注者は、工事監理業務の責任者（以下、「工事監理業務責任者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。工事監理業務責任者を変更したときも同様とする。

3 受注者は、建設工事の責任者（以下、「建設工事責任者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。建設工事責任者を変更したときも同様とする。なお、建設工事責任者は、次項で定める現場代理人及び監理技術者を兼ねることができる。

4 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）

この監理技術者は専任の者であることを要し、同法同条第4項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けた者であって国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものからの選任を要する。

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

5 受注者は、調理設備等調達・設置業務の責任者（以下、「調理設備調達・設置業務責任者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。調理設備等調達・設置業務責任者を変更したときも同様とする。

6 現場代理人、監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第15条 受注者は、実施要領等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

第16条 発注者は、施設整備業務責任者及び各業務責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、現場代理人、監理技術者、専門技術者（これらの者と建設工事責任者を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第17条 工事材料の品質については、要求水準書等に定めるところによる。要求水準書等にその品質が明示されていない場合にあつては、中等以上の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、実施要領等において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第18条 受注者は、実施要領等において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、実施要領等において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて実施要領等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、実施要領等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第19条 発注者が受注者に支給する工事材料、図面、その他業務に必要な物品等（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具、図面、その他業務に必要な物品等（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、実施要領等に定めるところによる。

2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が実施要領等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、実施要領等に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が実施要領等に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（本施設用地の確保等）

第20条 発注者は、本施設を建設する事業用地（以下「本施設用地」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（実施要領等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保し、これを本施設の建設に必要な範囲で受注者に無償で貸し付ける。なお、本施設用地の他、本施設建設に要する用地は受注者の責任と費用において確保するものとする。

- 2 受注者は、確保された本施設用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって本施設用地が不用となった場合において、当該本施設用地に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該本施設用地を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本施設用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、本施設用地の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（要求水準書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第21条 契約代金受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用

を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第17条第2項又は第18条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第22条 受注者は、業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 実施要領等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 実施要領等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 実施要領等の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等実施要領等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 施要領等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、実施要領等の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれに該当し実施要領等を訂正する必要があるもの発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し実施要領等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し実施要領等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により実施要領等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(実施要領等の変更)

第23条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、実施要領等の変更内容を受注者に通知して、実施要領等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。但し、必要な理由が受注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。また、必要な理由が不可抗力による場合の費用の負担については第34条第4項を準用するものとする。

(工事の中止)

第24条 本施設用地の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い履行期間の禁止)

第25条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第26条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第27条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第28条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第26条の場合にあつては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約代金額の変更方法等)

第29条 契約代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし契約代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、他の定めがない限り、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。前項の協議開始の日については第2項の定めを準用する。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第30条 発注者又は受注者は、履行期間内で本契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。ただし、変更の対象は、建設工事(造成工事を除く。)及びその他工事のうち調理設備等調達・設置業務とする。

2 発注者又は受注者は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(契約代金額から当該請求時の出来形部分に相応する契約代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。なお、契約代金額の改定は、本事業の提案書類の提出日の属する月に確定している指数と比較して本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の直近3か月の平均値が1000分の15を超える場合に限るものとし、改定後の契約代金額は以下の計算式に従って算出することとし、指数の改定率等の算定に当たっては小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

〈物価上昇の場合〉

変動前残工事代金額×{(1+物価変動率)−0.015}

〈物価下落の場合〉

変動前残工事代金額×{(1+物価変動率)+0.015}

また、物価変動率は、以下の計算式に従って算出する。

物価変動率=α−1

α:改定の条件を満たす指数/提案書類の提出日の属する月に確定している指数

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「本事業の提案書類の提出日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により履行期限内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別に事情により、履行期限内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、契約代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。た

だし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第31条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他の工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第32条 工事目的物の引渡し前に、設計成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他の工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第34条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第65条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第33条 業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第65条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第34条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、天災等(実施要領等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(この契約において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第65条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第17条第2項、第18条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち契約代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害
 - (2) 損害を受けた工事目的物に相応する契約代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 工事材料に関する損害
 - (4) 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (5) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
 - (6) 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約代金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（契約代金額の変更に代える実施要領等の変更）

第35条 発注者は、第11条、第19条、第21条から第24条まで、第26条、第27条、第30条から第32条まで、前条又は第38条の規定により契約代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて実施要領等を変更することができる。この場合において、実施要領等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の契約代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第36条 受注者は、設計、工事監理又は工事の各業務を完了したときは、その都度、その旨を発注者

に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、その都度、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、実施要領等に定めるところにより、各業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって各業務の完成を確認した後、受注者が、設計成果物、工事監理報告書又は工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに設計成果物、工事監理報告書又は工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該設計成果物、工事監理報告書又は工事目的物の引渡しを設計、工事監理又は工事に係る各契約代金の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、各業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

（契約代金の支払い）

第37条 受注者は、設計、工事監理又は工事の各業務が前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ）の検査に合格したときは、当該各業務に係る契約代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から40日以内に当該業務に係る契約代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第38条 発注者は、第36条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、設計成果物及び工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の使用により、設計成果物及び工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第39条 受注者は、保証事業会社と、契約書頭書記載の設計又は工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、菰野町契約規則（平成18年規則第7号）第39条第1項の規定により算出した前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を

支払わなければならない。

- 4 受注者は、第1項の規定による工事費の前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、工事費の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 6 受注者は、契約代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の設計費の10分の3以内の前払金又は工事費の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）以内の前払金から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第41条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 7 受注者は、契約代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の設計費の10分の3又は工事費の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、契約代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第42条又は第43条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに契約代金額を増額した場合においては、増額後の契約代金額が減額前の契約代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の契約代金額が減額前の契約代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の契約代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない契約代金。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第40条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、契約代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
 - 4 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす

（前払金の使用等）

- 第41条 受注者は、前払金をこの設計又は工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の額の上限は、前払金

の総額の100分の25とする。

(部分払)

第42条 受注者は、業務の完了前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第17条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては実施要領等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する工事監理費又は工事費相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、契約書頭書記載の回数を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、実施要領等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の契約代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項の工事監理費又は工事費相当額 \times (9/10-前払金額/工事監理費又は工事費相当額)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「工事監理費又は工事費相当額」とあるのは「工事監理費又は工事費相当額から既に部分払の対象となつた工事監理費又は工事費相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第43条 設計成果物及び工事目的物について、発注者が実施要領等において業務の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第36条中「設計、工事又は工事監理」とあるのは「指定部分に係る設計、工事又は工事監理」と、「設計成果物、工事監理報告書及び工事目的物」とあるのは「指定部分に係る設計成果物、工事監理報告書及び工事目的物」と、同条第5項及び第37条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第37条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第36条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る設計費、工事監理費又は工事費の額 $=$ 指定部分に相応する設計費、
工事監理費又は工事費の額 \times (1-設計費、工事監理費又は工事費の前払金額/設計費、
工事監理費又は工事費)

(債務負担行為等に係る契約の特則)

第44条 債務負担行為等に係る契約において、各会計年度における契約代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、契約書頭書記載のとおりとする。

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、契約書頭書記載のとおりとする。

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第45条 債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払については、第39条中「契約書頭書記載の業務完了の時期」とあるのは、「契約書頭書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第40条中「契約代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第42条第1項の契約代金相当額（以下この条及び次条において「契約代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が実施要領等に定められているときには、同項の規定により準用される第39条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が実施要領等に定められているときには、同項の規定により準用される第39条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分（契約書頭書記載の金額以内とする。）を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における設計費又は工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第39条第1項の規定にかかわらず、受注者は、設計費又は工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における設計費又は工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第40条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

第46条 債務負担行為等に係る契約において、前会計年度末における工事監理費又は工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の工事費相当額の部分払金の額については、第42条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(1) 中間前払金を選択した場合

$$\text{部分払金の額} \leq \text{工事費相当額} \times 9 / 10$$

－前会計年度までの支払金額－（工事費相当額－前会計年度までの出来高予定額）×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額

(2) (1) 以外の場合

部分払金の額 ≤ 工事費相当額 × 9 / 10

－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－ {（工事費相当額－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額）} × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、契約書頭書記載のとおりとする。

(第三者による代理受領)

第47条 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第37条（第43条において準用する場合を含む。）又は第42条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第48条 受注者は、発注者が第39条、第42条又は第43条において準用される第37条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第49条 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡し等による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 設計成果物又は工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける

見込みがないことが明らかであるとき。

4 前項の規定に基づき相当な契約代金の減額を行う場合は、第36条第2項の検査又は同条第6項の再検査に合格したものとみなす。

(履行遅滞等)

第50条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みがあると認めるときは、発注者は、受注者に対して履行期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の任意解除権)

第51条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第53条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第52条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第8条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 設計成果物、工事監理報告書又は工事目的物を履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第14条第4項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第49条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第53条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された設計成果物又は工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第52条又は第53条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

第53条の2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に提案書類の提出（提案価格書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第53条の3 発注者は、「菟野町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」（平成20年要綱第5号。以下「暴力団等排除要綱」という。）第3条に規定する通報又は同要綱第4条に規定する確認により、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者又は役員等（暴力団等排除要綱第2条に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団（同要綱第2条に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）、暴力団関係者（同要綱第2条に規定する暴力団関係者をいう。）、又は暴力団関係法人等（同要綱第2条に規定する暴力団関係法人等をいう。）（以下これらを「暴力団等」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 受注者又は役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又はその威力を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 受注者又は役員等が、暴力団等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 前4号のほか、受注者又は役員等が、暴力団等と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係（暴力団等排除要綱別表第1に規定する密接な関係及び同要綱別表第1に規定する社会的に非難されるべき関係をいう。以下この項において同じ。）を有していると認められるとき。
- (6) 受注者又は役員等が、暴力団等、又は暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等と知りながらこれを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 役員等又はその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の受注者の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行ったと認められるとき。
- (8) 発注者の発注する工事又は委託その他の契約における下請（再委託）契約、資材若しくは原材料の購入契約その他の契約、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者（暴力団等排除要綱別表第2に規定する廃棄物処理施設及び同要綱別表第2に規定する廃棄物処理業者をいう。以下この項において同じ。）の使用にあたり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用したと認められるとき。
- (9) 受注者又は下請負人（二次下請以降の下請負人を含む。）が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を、発注者の発注する工事又は委託その他の契約における下請（再委託）契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者の使用の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (10) 受注者が、発注者の発注する工事又は委託その他の契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告等を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第54条 第52条各号又は第53条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第52条又は第53条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第55条 第7条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第52条各号又は第53条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の事業者を選定し、業務を完了させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた事業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 契約代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る契約代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
- (2) 目的物完成債務

- (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が履行した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第33条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第56条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第57条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第23条の規定により実施要領等を変更したため契約代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第24条の規定による業務の実施の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第58条 第56条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第59条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第39条（第45条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第42条及び第46条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第52条、第53条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の利息を付した額を、解除が第51条、第56条又は第57条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、本施設用地に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、本施設用地を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本施設用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、本施設用地を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第52条、第53条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第51条、第56条又は第57条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第60条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この設計成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第52条、第53条の規定により、設計成果物及び工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第52条、第53条の規定により設計成果物及び工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 設計成果物及び工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約代金額から出来形部分に相応する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第53条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（賠償の予約）

- 第61条 受注者は、第53条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約代金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も、同様とする。
- 2 この契約に関し、前項に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は発注者の請求に基づき、前項に規定する契約代金の10分の2に相当する金額に加え、契約代金の10分の1に相当する額を賠償金として支払わなければならない。
- (1) この工事に関し受注者が発注者に対して独占禁止法に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
 - (2) 第53条の2各号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であると判示されているとき。
 - (3) 第53条の2各号に該当する内容で「菰野町建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領」により、指名（入札参加資格）停止を受け、指名（入札参加資格）停止措置期間満了後10か年を経過していないとき。
 - (4) 競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪）又は談合（第96条の6第2項に規定する罪）に係る発注者の職員の確定判決において、受注者が発注者の職員に不正な働きかけを行った旨判示されていると。
- 3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 4 前条第6項の規定は、前3項の規定により賠償を請求する場合に準用する。

（賠償金等の徴収等）

- 第62条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払の日までの日数につき、年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（受注者の損害賠償請求等）

第63条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第56条又は第57条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第37条第2項(第43条において準用する場合を含む。)の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第64条 発注者は、引き渡された設計成果物及び工事目的物に関し、第36条第4項又は第5項(第43条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、設計成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された設計成果物及び工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第65条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を実施要領等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第66条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による三重県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、施設整備業務責任者及び各業務責任者の職務の執行に関する紛争、現場代理人、監理技術者、専門技術者その他受注者が業務を実施するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第16条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(発注者によるモニタリング)

第67条 発注者は、受注者が要求水準書等に基づいて適切に施設整備業務を遂行していることを確認するため、本契約の期間中は随時、受注者に対し、各業務の実施状況について説明及び報告を求めることができ、かつ、工事現場において、その進捗状況を立会いのうえ確認することができるものとする。

2 受注者は、発注者から前項の要求を受けた場合には、5日以内に、発注者に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わなければならない。

3 発注者は、受注者による前項の説明及び報告を受けた場合、さらに期限を定めて、受注者の費用負担で、各業務の実施状況について調査若しくは検査を行うよう受注者に求め、又は自らの費用負担にて立ち入り検査を行うことができる。

4 前3項のモニタリングの結果、受注者による業務遂行が本契約に違反し、又は逸脱していると発注者が判断した場合には、発注者は、当該業務について、受注者に対し是正又は改善勧告を行うものとし、受注者はこの勧告に従わなければならない。受注者は、その要求について疑義がある場合、発注者に対して協議を申し入れることができるものとする。

5 前項の場合、受注者は当該業務についての是正又は改善計画書を作成し、当該業務の是正又は改善を行わなければならない。

6 受注者は、前5項に定めるモニタリングの実施にあたり、発注者に対して最大限に協力しなければならない。

7 本条に定めるモニタリングの実施にかかる費用は、発注者が負担する。ただし、発注者に対する説明及び報告に係る諸費用は受注者の負担とする。

8 甲は、モニタリングの実施を理由としては、各業務の全部又は一部について、何ら責任を負担

するものではない。

(受注者によるセルフモニタリング)

第68条 受注者は、次項以下に従い、各業務の進捗及び内容に対応したセルフモニタリングを実施する。

2 受注者は、この契約の締結後速やかに「セルフモニタリング実施計画書」を発注者に提出し、発注者の承認を受ける。

3 前項の「セルフモニタリング実施計画書」に規定するセルフモニタリング項目は、要求水準書等及び発注者が前条に従い実施するモニタリング内容との整合性や連携に配慮して受注者が提案し、発注者と協議を行ったうえで設定するものとする。

4 「セルフモニタリング実施計画書」では、セルフモニタリング項目毎に実施頻度、実施者、実施方法等を規定するとともに、確認基準は、要求水準書等の達成有無が客観的に判断できるように設定するものとする。

5 受注者は、「セルフモニタリング実施計画書」にセルフモニタリングを実施した後、セルフモニタリングの実施内容・結果を記載した「セルフモニタリング実施報告書」を作成し、発注者に提出する。なお、セルフモニタリングにより要求水準書等の未達を把握した場合は、発注者は、直ちに受注者に報告し、協議を行うとともに、当該事象の内容、影響、当該事象への対応状況及び改善方策等について当該実施報告書に記載の上発注者に報告するものとし、当該報告内容に従い改善等を図るものとする。

(著作権の譲渡等)

第69条 受注者は、設計成果物又は工事目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下この条から第10条までにおいて「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該設計成果物又は工事目的物の引渡時に発注者に無償で譲渡するものとする。

(著作者人格権の制限)

第70条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(1) 設計成果物又は工事目的物の内容を公表すること。

(2) 工事目的物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、設計成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(3) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4) 工事目的物を増築し、改築し、修繕若しくは、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。

(1) 設計成果物又は工事目的物の内容を公表すること。

(2) 工事目的物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(受注者の利用)

第71条 発注者は、受注者に対し、設計成果物を複製し、又は翻案することを許諾する。

(著作権の侵害の防止)

第72条 受注者は、その作成する設計成果物及び工事目的物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する設計成果物及び工事目的物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(仲裁)

第73条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第74条 この契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第75条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。